

目次

はじめに「働き方改革関連法」の概要	5
1 パートタイム・有期雇用労働者と労働法	6
1 パートタイム（短時間）労働者・有期雇用労働者に関する法律	6
2 パートタイム労働者・有期雇用労働者とは	6
3 パートタイム労働者・有期雇用労働者にも労働法は適用されます	7
2 均衡・均等待遇（同一労働同一賃金）	8
1 均衡待遇規定（不合理な待遇差の禁止）	8
2 均等待遇規定（差別的取扱いの禁止）	11
3 賃金決定時の努力義務	11
4 教育訓練の実施	11
5 福利厚生施設の利用	11
6 通常の労働者への転換推進	11
3 待遇についての説明義務	12
1 雇入れ時の待遇についての説明義務	12
2 待遇についての説明義務	12
4 相談体制の整備等	14
1 パートタイム・有期雇用労働者からの相談に対応するための体制整備	14
2 短時間・有期雇用管理者の選任	14
3 パートタイム・有期雇用労働者からの苦情申出への対応	14
5 労働契約を結ぶとき	16
1 労働契約とは	16
2 労働条件の書面による確認・明示	16
労働条件通知書	18
3 労働契約期間の制限	20
4 契約期間についての配慮	20
6 就業規則	21
1 就業規則の作成・変更	21
2 パートタイム・有期雇用労働者についての就業規則を作成・変更する場合	22
3 就業規則と労働契約や労働協約との関係	22
4 就業規則の不利益変更	22
7 労働時間・時間外労働	24
1 法定労働時間	24
2 休憩時間	24
3 休日	24
4 時間外労働・休日労働	24
5 割増賃金	26
6 労働時間と労働日はパートタイム・有期雇用労働者の事情を十分に考慮して	26

8	年次有給休暇	27
1	年次有給休暇	27
2	年5日の年次有給休暇の確実な取得	28
3	年次有給休暇管理簿	28
9	安全衛生	30
1	健康診断の実施	30
2	ストレスチェック制度	31
10	ハラスメントの防止	32
1	職場におけるパワーハラスメント	32
2	職場におけるセクシュアルハラスメント	32
3	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	32
4	ハラスメントに関して事業主が雇用管理上講ずべき措置	33
5	望ましい取組み	34
6	ハラスメントに対する民事上の責任	34
11	働く女性に関する法律	35
1	女性労働者に関する規定	35
2	性別を理由とする差別の禁止	35
12	育児・介護に関連する制度	36
1	育児に関する制度	36
2	介護に関する制度	37
3	育児・介護と仕事の両立支援制度	38
4	事業主に求められる対応	38
13	労働契約の終了・更新	41
1	法律上認められない解雇があります	41
2	解雇は自由にできるわけではありません	41
3	雇止めが認められない場合があります	42
4	有期労働契約から無期労働契約への転換	43
14	労働保険（雇用保険・労災保険）	46
1	雇用保険	46
2	労災保険	47
15	社会保険（健康保険・厚生年金保険）	48
1	社会保険の適用事業所	48
2	被保険者の範囲	48
3	「4分の3基準」を満たさない場合	49
16	税金	50
1	パートタイム・有期雇用労働者と税金	50
2	配偶者控除と配偶者特別控除	50
	相談窓口案内	52

本冊子で説明している法律・制度などは、特に注のない限り、令和6年9月現在のものです。この冊子の本文中で、下記の法令等について次の略称を用いることがあります。

法	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (またはパートタイム・有期雇用労働法)
規則	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則
指針	事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針
同一労働同一賃金 ガイドライン	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針
労基法	労働基準法
労基則	労働基準法施行規則
均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
育介法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
基準	有期労働契約の締結、更新及び雇用止めにに関する基準
労契法	労働契約法
働き方改革 関連法	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律

主な法改正ポイント

関係法規	主な改正項目	施行日・発行日	該当ページ
労働基準法	☐ 労働条件明示義務の項目追加	令和6年4月1日	16 ページ
	☐ 時間外労働の上限規制 (特定業種を対象とした適用猶予期間の終了)	令和6年4月1日 (令和6年3月31日まで猶予)	24 ページ
育児・介護休業法	☐ 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置拡充	令和7年4月1日	40 ページ
	☐ 育児休業の取得状況の公表の対象を、 常時雇用する労働者数 1,000 人超から 300 人超の事業主に拡大		
	☐ 介護離職防止のための仕事と介護の 両立支援制度の強化等		
有期労働契約の締結、更新及び雇用止めにに関する基準	☐ 更新回数上限の設定、更新回数上限の引き下げ等の説明、無期転換後の労働条件考慮事項の説明等	令和6年4月1日	45 ページ